

療養病床に関する説明会

資料

平成 18 年 4 月 13 日

厚 生 労 働 省

目 次

○ 説明会スケジュール	… 1
○ 療養病床再編成の意義	… 3
○ 医療療養病床の診療報酬上の取扱い	… 21
○ 介護療養型医療施設の介護報酬上の取扱い	… 65
○ 療養病床の医療法上の取扱い	… 113
○ 医療法人制度改革	… 125
○ 病床転換支援策	… 137
○ 療養病床の転換イメージ	… 155
○ 療養病床に関する相談体制のイメージ	… 169



説明会スケジュール

平成 18 年 4 月 13 日(木)

於 : 厚生労働省講堂

時間帯	内容
9:30-9:40	開会挨拶 (山崎史郎老健局総務課長)
9:40-10:40	老健局説明
10:40-10:45	休憩
10:45-12:25	保険局説明
12:25-13:10	休憩 (昼食)
13:10-14:10	医政局説明
14:10-14:15	休憩
14:15-14:50	まとめ
14:50-15:20	質疑応答
15:20-15:30	休憩
15:30-16:30	ブロック別意見交換会



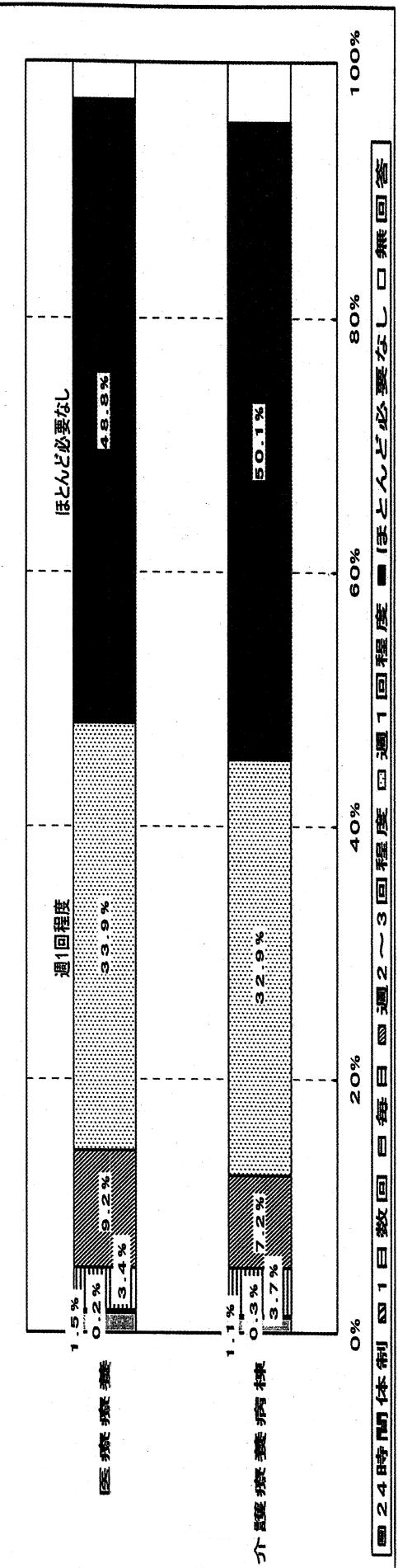
療養病床再編成の意義



療養病床の現状

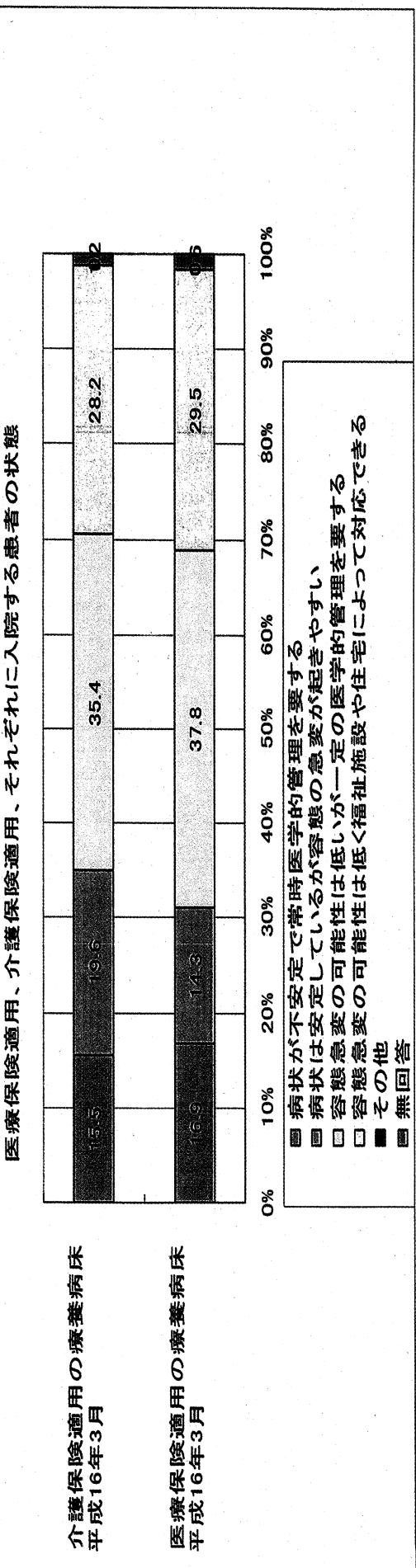
○ 療養病床の入院患者のうち医師の対応がほとんど必要ない人が概ね5割

○ 医師による直接医療提供頻度



[中医協「慢性期入院医療実態調査」(平成17年11月11日中医協資料)]

○ 医療保険適用、介護保険適用、それぞれに入院する患者の状態



療養病床をめぐるこれまでの経緯

○「老人病院」—30年近い問題

- ・1973年(昭和48年) 老人医療費無料化
- ・1983年(昭和58年) 老人保健法の制定
- ・1984年(昭和59年) 「特例許可老人病棟」の導入
 - 介護職員の配置

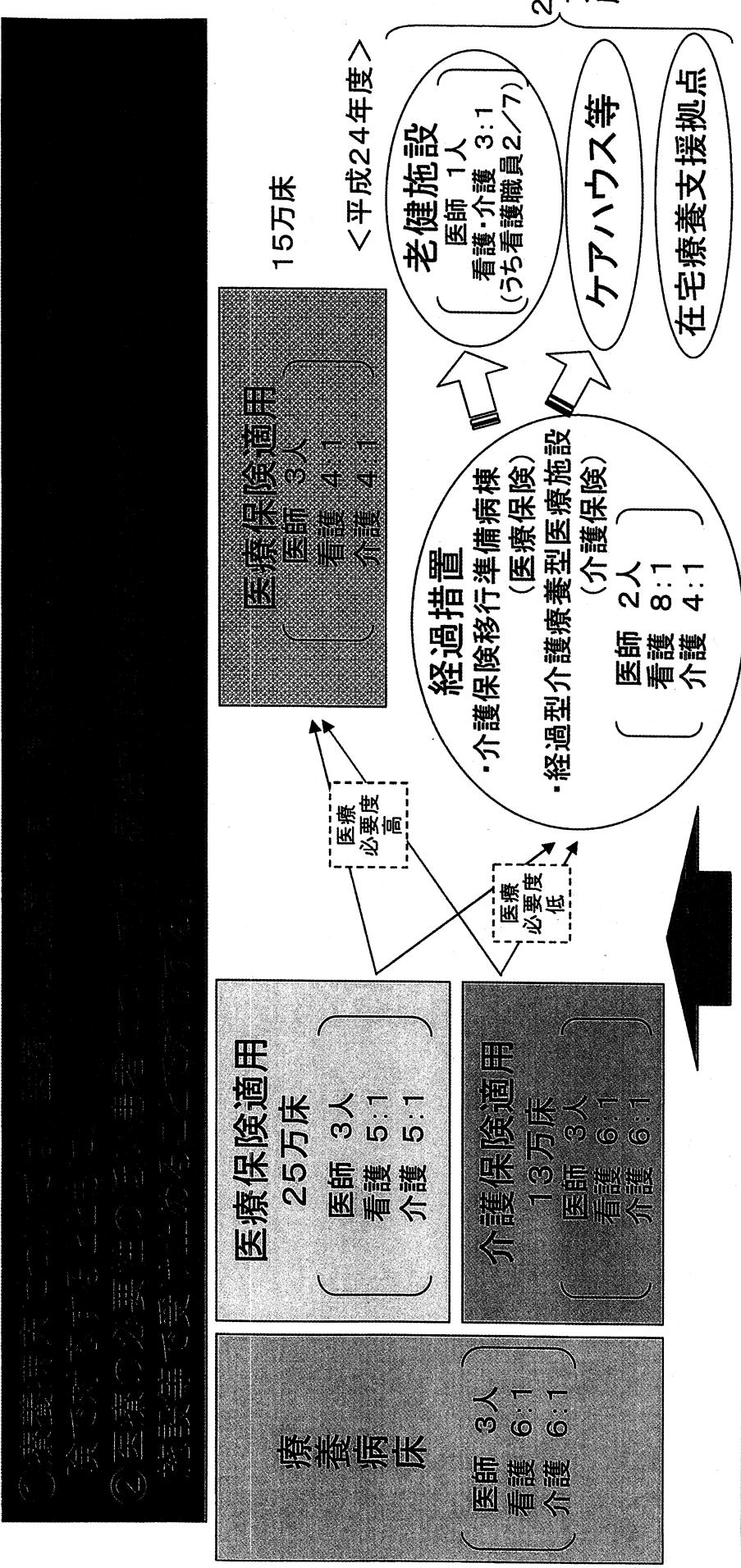
- ・1990年(平成2年) ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十
力年戦略)の開始
- ・1993年(平成5年) 「療養型病床群」の創設(医療法改正)
一定額制

- ・2000年(平成12年) 介護保険制度の施行
- ・2001年(平成13年) 「療養病床」の創設(医療法改正)

○ 療養病床は、介護保険制度をめぐる議論の際にも大きな論点。

- ・1996年(平成8年) 6月「介護保険制度案大綱」(老人保健福祉審議会)
「…施行後一定の経過期間内において、療養型病床群等の介護施設
への転換を図るものとする。」
- 2000年(平成12年)の介護保険制度施行時に、療養型病床群は介護保険適用と
医療保険適用とに分かれる。

医療の必要性に応じた療養病床の再編成



平成18年度の介護報酬・診療報酬改定

※ 介護療養型医療施設の廃止(平成24年3月)

(1) 医師・看護職員の配置等が緩和された「経過型介護療養型医療施設(仮称)」の創設[介護報酬改定]

将来的な老健施設等への移行を視野に入れた平成23年度末までの経過措置

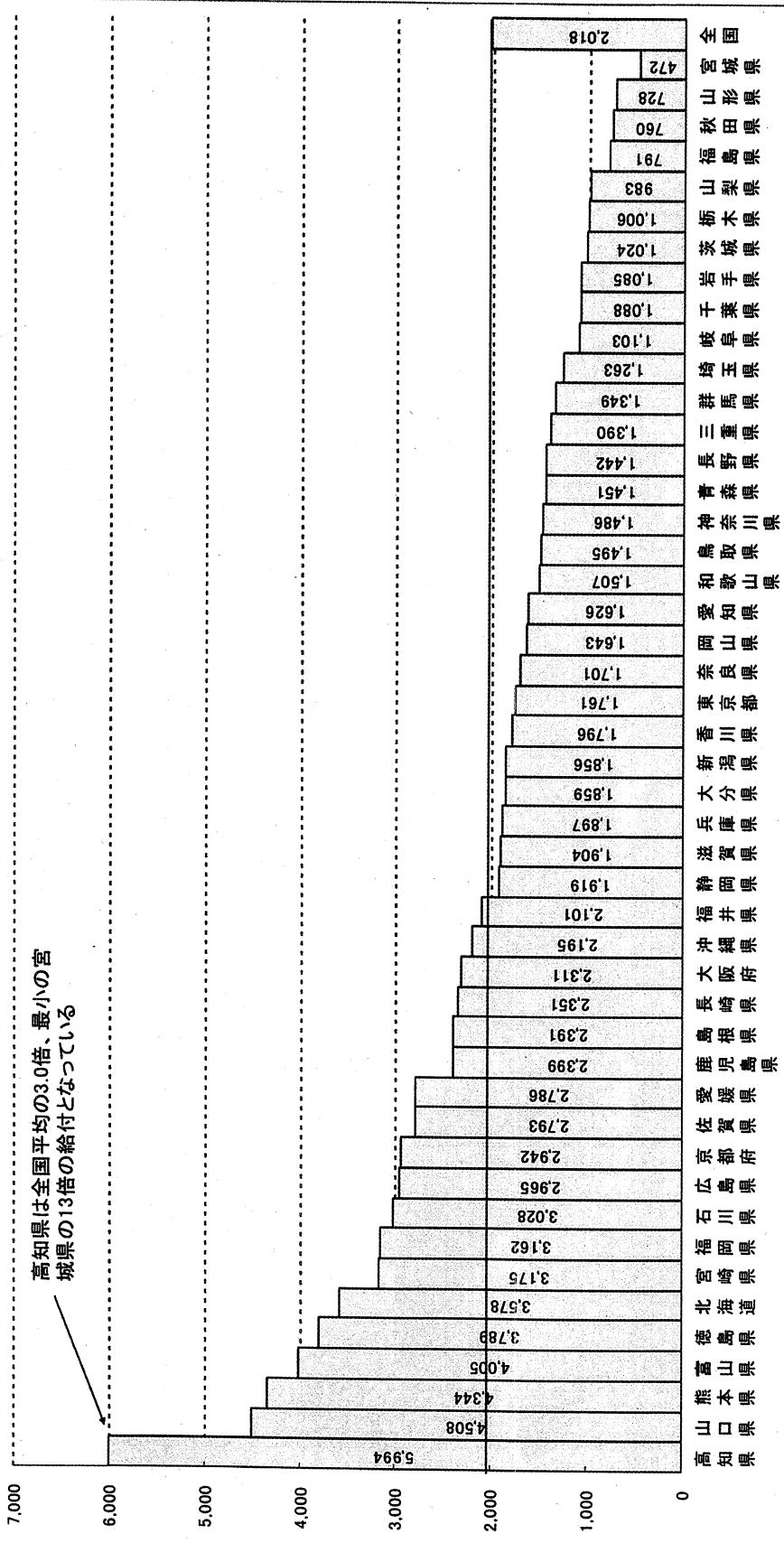
(2) 医療の必要性による区分の導入[診療報酬改定]

・医療の必要性の高い患者については評価を引き上げ、低い患者については評価を引き下げ

・医療の必要性の低い患者を一定以上受け入れている場合について、「介護保険移行準備病棟(仮称)」を平成23年度までの経過末までの経過措置として創設

○介護療養型医療施設は、他の介護施設と比べ、地域的偏在が大きい。(介護療養型医療施設に係る高齢者一人当たりの給付費が一番高い都道府県は、一番低い都道府県の13倍(特養は1.9倍、老健は2.8倍))

高齢者1人当たり療養病床給付月額 平成17年4月



介護療養病床再編のこれまでの審議過程

平成17年

11月25日 第35回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・介護保険施設の報酬・基準について

12月 7日 第36回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・介護療養型医療施設の現状等について

12月13日 第37回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・平成18年度介護報酬改定に関する審議報告

12月21日 医療構造改革推進本部
・療養病床の将来像について

12月28日 第38回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・療養病床の将来像について

平成18年

1月 20日 第22回社会保障審議会医療部会
・療養病床再編に伴う医療法施行規則の見直しについて

1月 26日 第39回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・平成18年度介護報酬等の見直しに係る諮問

2月 23日 第23回社会保障審議会医療部会
・療養病床再編に伴う医療法施行規則の見直しについて

3月 9日 第40回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・療養病床の再編等について

療養病床の将来像について

平成17年12月21日

厚生労働省

医療構造改革推進本部

- ◎ 療養病床(医療型24万床、介護型14万床)について、患者の状態に即した機能分担を推進する観点から、医療保険・介護保険両面にわたって一体的に見直し、平成24年度までに体系的な再編を進める。このため、以下の基本的な考え方に基づき、今後、広く議論を行いつつ、将来的な方向について検討する。

1. 将来的な療養病床の位置付け

- 将来的には、療養病床については、医療必要度の観点からその位置付けの明確化を図る。

(1) 医療法上の取扱い(医療法施行規則の改正)

- ・ 療養病床については、医療必要度の高い患者を対象とする施設としての位置付け及び人員体制の在り方について検討する。

(2) 介護保険・医療保険制度上の取扱い(介護保険法等の改正)

① 介護保険

平成24年度以降は療養病床の体系的再編に沿って介護報酬上の評価について廃止することを検討する。

② 医療保険

平成24年度以降は診療報酬上は療養病床の体系的再編に沿って適切に評価する。

2. 今後の報酬改定等における対応

- 上記1の将来的な方向を踏まえ、今後の介護報酬・診療報酬の改定等において、以下の措置を検討する。

(1) 介護保険における対応(介護報酬改定、医療法施行規則の改正)

- ・ 現行の療養病床のほかに、将来的に特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス)や老人保健施設等への転換を念頭に置いた経過的類型を、一定の期限内で新たに設け、介護報酬上の評価を行う。

(2) 医療保険における対応(診療報酬改定)

- ・ 療養病床の診療報酬上の評価として、医療必要度に応じて適切に評価する。

(3) 転換の支援等

- ・ 療養病床について、特定施設や老人保健施設への転換等を進めるために、転換支援の助成等所要の措置を講じる。

医療構造改革推進本部の組織

本 部 長	厚生労働大臣
本部長代理	(総括) 副大臣(本部長の指名する者) 大臣政務官(本部長の指名する者)
副 本 部 長	(総括) 事務次官 厚生労働審議官 社会保険庁長官
本 部 員	官房長 総括審議官 技術総括審議官 統計情報部長 医政局長 健康局長 医薬食品局長 雇用均等・児童家庭局長 老健局長 保険局長 政策統括官(社会保障担当) 北海道厚生局長 東北厚生局長 関東信越厚生局長 東海北陸厚生局長 近畿厚生局長 中国四国厚生局長 四国厚生支局長 九州厚生局長 社会保険庁次長 社会保険庁運営部長

【事務局】

- ・事務局長：社会保障担当参事官
- ・事務局次長：本部長の指名する者
(医政局総務課長、健康局総務課長、老健局総務課長及び保険局総務課長を予定)
- ・庶務：保険局総務課の協力を得て、社会保障担当参事官室

高齡者醫療

田辺博士の癡根の年譜
療養が必要な高齢者が入院している療養病床を、介護福祉施設に転換させしていく大掛かりな改革を方針を決め、今国会に提出する介護制度改革法案の柱にする方針を決めた。この法案は、医師や看護師が多く、患者ひとりの費用が高い療養病床の结构性的費用がかからない介護福祉施設のことで構成されるので、増やしていくのが狙いだ。

が、残された療養病床の転換は手付かずの状態だった。

療養病床は医療保険適用型（25万床）と介護保険適用型（13万床）病棟の二つがあるが、実際の使われ方は両者に大きな差がない。厚生労働省によれば、両者ともに入院医療の必要性が低い患者が半分を占めており、現実は医療施設でありながら福祉施設のような利用がなされている。

あなたがいた。医療型の施設を譲り受けた。医療型を6年かけて全廃し、医療型病棟は15万床に削減するというものがだ。これにより医療が必要な人は従来どおり医療型病棟に入院するが、医療の必要性の低い高齢者は老人保健施設やケアハウス、在宅療養に転換してもらいたい。じいじのが病院関係者や自民院の一部から再編に対する声や憤り論

施設の取扱い自体「大丈夫か」なども問題点が指摘されていて、病院関係者が不安や疑問を抱つのは分かますが、増やされた医療費を抑制するために、大局的な立場で冷静な議論を重みたうえで、おたって精神や家族を理解され任せてしまなのなど、いかにも思つてはいるが、でもなまじかに転換しようと叫われても困るといふのが、医師側の声で十分に

されぬ絶に描いた金になつて、
の圓形標誌がいいこやくの記念
送達せしむるのを附す。おまけに
医療が公職だせしと題詠押と題詠押と題詠押
な費用をかねず、医療が必要な時
に受けねば仕組みに陥れてしむ。され
が医療制度改革の流れである。
政府は關係者や患者にしつかりて
説明し経緯を傳へる責任を負ひし
る。いふべきはしてほんの小事。

療養病床再編は時代の流れ

が出てくる。「転職の方針が釐然と示された」「病床転換により、看護者が追いやられる感はないか。

聞いちゃうみたい。
癡瘍病床再編のためには病院の
理解と協力が必要だ。それがなければ

社会施設の肩代わりをしてきたとい
うのが現実だ。
これが社会的入院となり、歐米
と比べて相當に長い日本の平均在
院日数が問題となつた。この間、
高齢者への薬漬け、検査漬け医療
だつて、その重きを減らすには、
むづかしい問題だ。

が多く配置されており人件費がかかるためだ。このため、療養病床の再編を行なうことで医療費のムダを減らすことが可能といふ。

療養病床の再編は長い間の懸念だったが、実際には遙々として進

2/11 (土) 日経(朝)一面

医療効率化もつと踏み込め

政府は医療制度改革に関する一連の法案を閣議決定し国会に出した。成立後は医療給付費の膨張抑制に向け取り組みが始まる。短期的には長期入院する「療養病床」を大幅に減らすとともに土壇場で決まった。患者負担の拡大などで高齢者による居住費を自己負担にしたり、高齢患者の窓口負担を上げたりする。中長期策としては生活習慣病の予防徹底とともに健康保険制度の再編、高率化する努力がなお必要である。

政府は医療制度の新設などを盛り込んだ法案を閣議決定し国会に出した。だ。心身の機能が衰えた高齢者が長期入院する「療養病床」を大幅に削減が避けられない選択だった。このうした高齢者の受け皿施設を増やすために、自治体が中心になり療養病床を老人保健施設や有料老人ホームなどに転換させるための補助金を出す仕組みをつくる。本来、この患者の状態や病気の種類によっては

診療報酬改革は来週の中央社会保険医療協議会で全体像が決まる。来年度は薬価を含めて三・一六%と過去最大の下げが予定されている。医英は一週間前後、ドイツは一日間、フランスは二週間弱だ。治療より介護の必要度が高いにもかかわらず病院で暮らしている高齢者の「社会的入院」を減らすには療養病床の大幅削減が決まっている出来高払い中心の現行制度は検査濫用・薬濫用を招きやすい。定額制を広げれば腕の立つ医師は患者を早期回復に導くとともに自身の実入りも増やせる。もっとも

療養病床削減には自民党内に反対成もやもを得ない。

診療報酬改革は来週の中央社会保険医療協議会で全体像が決まる。来年度は薬価を含めて三・一六%と過去最大の下げが予定されている。医

英は一週間前後、ドイツは一日間、フランスは二週間弱だ。治療より介護の必要度が高いにもかかわらず病院で暮らしている高齢者の「社会的入院」を減らすには療養病床の大幅削減が決まっている出来高払い中心の現行制度は検査濫用・薬濫用を招きやすい。定額制を広げれば腕の立つ医師は患者を早期回復に導くとともに自身の実入りも増やせる。もっとも

取材ノトカラ

NHK解説委員
小宮 英美



国は、医療の必要度の低い高齢者の入院する「療養病床」を、今後、福祉施設に転換させていく方針を打ち出しました。療養病床は、介護型・医療型併せて38万床ほどあります。介護保険の対象である介護型の病院は、平成23年度までに老人保健施設や有料老人ホームなどに転換される方向です。そして、医療保険の対象である療養病床は、一部は手を厚くしたうえで、手厚い医療が必要な人を受け入れる場に特化し、その他の病院は、介護型の病院と同じく福祉施設などに移管していくことになります。期限はあと5年です。

「療養病床」とは、かつては「老人病院」と呼ばれてきたもので、日本の医療・福祉政策の歪みを象徴する「鬼つ子」的的存在でした。「老人は誰もがタダで医療が受けられる」「昭和48年、老人医療費無料化政策が始まりたとき、「福祉元年」といわれました。その後の老人たちの災難を前に想像できた人はいなかつたのです。直後から老人だけが入院する「老人病院」が増え、病院が福祉施設代わりに使われました。多くの老人は、脳卒中などの後遺症で障害の残った人、認知症で認知能力に障害がある人など、「高齢障害者」でした。

生活する空間を整え、リハビリや認知症ケアを受け、できるだけ体を動かして暮らすことになりました。期限はあと5年です。

「老人病院」とは、かつては「老人病院」と呼ばれてきたもので、日本の医療・福祉政策の歪みを象徴する「鬼つ子」的

存在でした。「老人は誰も

がタダで医療が受けられる」「昭和48年、老人医療費無料化政策が始まりたとき、「福祉元年」といわれました。その後の老人たちの災難を前に想像できた人はいなかつたのです。直後から老人だけが入院する「老人病院」が増え、病院が福祉施設代わりに使われました。多くの老人は、脳卒中などの後遺症で障害の残った人、認知症で認知能力に障害がある人など、「高齢障害者」でした。

生活する空間を整え、リハ

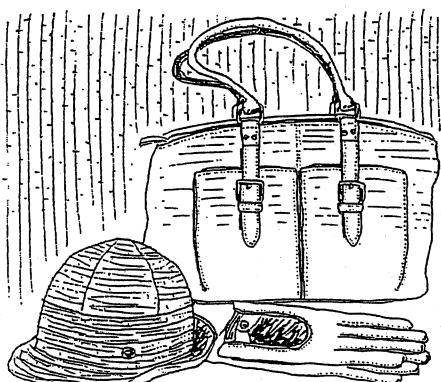
ビリや認知症ケアを受け、できるだけ体を動かして暮らす

ことになりました。期限はあと5年です。

「老人病院」とは、かつては「老人病院」と呼ばれてきたもので、日本の医療・福祉政策の歪みを象徴する「鬼つ子」的

第23回

30年かかった老人病院改革



illustrated by Kouichi Yoshizumi

で寝かされたり」とされ、薬漬け・検査漬けにされました。無料だから文句は言えません。一方で、病院が受け取る診療報酬は出来高払いでしたから、収益をあげようと必要な医療が行われました。老人たちは病院が収益をあげるために、必要でもない医療を行なう「媒介」とされ、悪徳な病院経営者だけが儲かることになりました。患者には褥創が多く、ミキサーで食事を流動食にして流し込む食事介助や、身体抑制など、劣悪ケアの温床ともなりました。老人病院をどうしたらなくせるのか、劣悪なケアをどう乗り越えていくのか、日本の現場は30年間、四苦八苦してきたのです。

その後、昭和63年には老人保健施設、平成2年には介護力強化病院などがあり、介護の人手を多く配置し、医療行為の多寡に関係なく定額の診療報酬を受けとの制度になりました。それまでと逆に、投薬や検査は最小限に減らし、高齢者たちはぐつぐつと健康になりました。じつに皮肉なことです。その後、介護保険が導入され、療養病床もスペースを広げとり、生活の場に少しずつ近づいてきました。

そして、その最後の一歩として、医療は外付けとして、必要なときにだけ医療を受け、「介護の場・生活の場」として整理するのが、今回の見直しです。「鬼つ子」的な老人病院は、30年の時を経て、不必歎な「医療の場」として見直しです。「鬼つ子」的な老人病院は、30年の時を経て、

「タダにすればいい」「似たもので置き換えるね」といふんなど、底の浅い政策が後の世にどれだけ大きな負の遺産を残すのか、かつて忘れてはならない教訓です。

療養病床 主として高齢者の長期療養用の入院施設。かつては「老人病院」とも呼ばれ、医療保険の医療型病床だけだったが、00年の介護保険導入後は介護が適用される介護型病床（介護療養型病床施設）とに分かれた。

医療型は全国6728施設25万床、介護型は全国3717施設13万床。医師や看護師の配置が多いため、1人あたりの費用は医療型が約49万円、介護型が約44万円と、老健の33万円より10万円以上高い（保険外費用は除く）。6割が一般病床との併設。医療型か介護型かは病院側が決めるが、患者の状態や医療の内容にはほとんど違いがない、「社会的入院」の患者が多いとされる。

介護型療養病床、生活支援中心の特別養護老人ホーム（特養）、リハビリ中心の老健が、介護保険の3施設。有料老人ホームやケアハウスは、介護保険法上は施設ではなく在宅扱いのサービス。

社会的入院解消なるか

療養病床、6割削減へ政府が法案

2012年4月に提出された「療養病床を6割削減し、患者を介護施設などに移す方針」が閣議決定され、国会に提出された。医療費抑制に向けて、長年の懸念だった「社会的入院」の解消と厚生労働省が本格的に取り組む姿勢が打ち出されたのだ。施設の転換はスムーズに進むのか、患者は必要なケアをいかに受けられるのか。課題が多くある。

い。

い。</

2006年2月6日

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

(社) 日本経済団体連合会

会長 奥田 碩

療養病床再編について緊急要請

わが国では、急速な少子高齢化が進行しており、医療の高度化を推進しつつ安心で持続可能な医療制度を構築するには、「政策目標」を設定し、医療費適正化を推進することが不可欠であります。

とりわけ「社会的入院」「社会的入所」を解消し、在宅での療養や介護に転換していくべきであると考えます。これらについて目標と期限を設定しない改革は、長期にわたり懸案となってきた本問題の解決を先送りすることになります。政府・厚生労働省が提案している、長期の入院患者や入所者が多い療養病床の再編については、目標と期限を明示し、具体的なプロセスを示して改革を進めることが重要であります。

保険料は保険給付に充当することが基本であり、病床転換助成金に充当することは問題であると考えますが、今回の医療制度改革の中で、療養病床の再編に明確な道筋をつける必要性を認識し、下記について強く要請いたします。

なお、患者・入所者やその家族に対する配慮が不可欠なことは言うまでもありません。

是非とも、貴殿のより一層のご尽力により、政府・与党が一体となって医療制度改革を断行することを期待いたします。

記

1. 医療の必要性に応じて療養病床は再編成し、介護型療養病床については、2011年度末までに廃止すること
2. 再編後、社会的入院や社会的入所が再発しないような措置をあわせて実行すること

以上

2006年2月6日

厚生労働大臣

川崎 二郎 様

日本労働組合総連合会

会長 高木 剛

療養病床再編に関する緊急要請

貴大臣の連日のご奮闘に敬意を表します。

急速な少子高齢化が進展する我が国にあって、社会保障改革は待ったなしの状況にあります、改革の一環として、今通常国会に医療制度改革関連法案が提出されようとしています。

今回の医療制度改革の柱である医療費適正化の推進のため、政府は、長期入院患者が多い療養病床の再編を提案していますが、これは、長年にわたり、我が国の老人医療・介護制度における重要な課題であった「社会的入院問題」について明確な道筋をつけようとするものであり、是非とも実現すべきです。

療養病床の再編に当たっては介護型療養病床の2011年度末廃止という明確な目標と期限を示し、具体的なプロセスを示して改革を進めていくべきであり、結論を先延ばしし、改革を遅らせるることは、30年来の懸案であるこの問題を再び先送りし、改革のスピードを遅らせることになります。

連合は、今回の医療制度改革の中で、入居者の処遇に適切に対処しつつ、明確な期限を示して療養病床再編問題に道筋をつけるよう、強く要請いたします。

以上

平成 18 年 2 月 4 日

社会的入院の解消に向けての申し入れ

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

福祉自治体ユニット 北 良治 奈井江町長

福島 浩彦 我孫子市長

森 貞述 高浜市長

光武 顯 佐世保市長

介護保険制度の創設にあたって、社会的入院の解消は大きな目標であった。今通常国会に医療制度改革関連法案が提出され、介護型療養病床の廃止と真に必要な人々への医療保障が焦点になっていることは遅すぎたきらいがあるにしても、高く評価されるものである。

医療制度改革の柱である医療費適正化の推進のため、政府は、医療的管理の必要性の薄い長期入院患者が多い療養病床の再編成を提案している。これは、長年にわたり、高齢者の医療・介護の桎梏となってきた社会的入院問題について明確な道筋をつけようとするものであり、ようやく改革の緒についたものである。

改革に当たっては介護型療養病床の平成 23 年度末廃止という明確な目標と期限を示し、具体的なプロセスを示して改革を進めていくべきである。結論を先延ばしし、改革を遅らせることは許されることではない。それは長年の懸案であるこの問題を再び先送りし、改革を妨げることにすぎない。

住民サイドの福祉行政を進める市町村長の会「福祉自治体ユニット」に集う私たち自治体首長は、期限を明示して療養病床改革のロードマップを提示し、社会的入院の解消を図る計画を推進することを強く申し入れるものである。